



福島原発事故から3年 拡大する被害
これでも罪を問えないのですか！

被害者証言集会



2014年 3月1日(土)

豊島公会堂 (東京都豊島区
池袋駅東口徒歩5分)

13:30~16:00 (開場 13:00)

あの日から3年。なぜ真実は明らかにされないのだろう。
なぜ誰の責任も問われないのだろう。
被害者の怒りと悲しみは増すばかりだ。

強制避難や自主避難の被害者、
一次産業従事者や被曝労働者など
10人の被害者による証言が行われる。

ゲスト

広瀬 隆さん(作家)
李 政美さん(歌手)

主催 福島原発告訴団

電話 080-5739-7279 メール 1fkokuso@gmail.com
住所 〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1
ブログ <http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>

福島原発告訴団の結成

福島原発告訴団は、東京電力福島原発事故の責任を問うため、2012年3月に結成されました。同年6月11日には、福島県民1324人が、東電役員、原子力安全・保安院、原子力安全委員会など政府関係者、被害拡大を促した学者など33人と法人としての東京電力を福島地方検察庁に告訴しました。

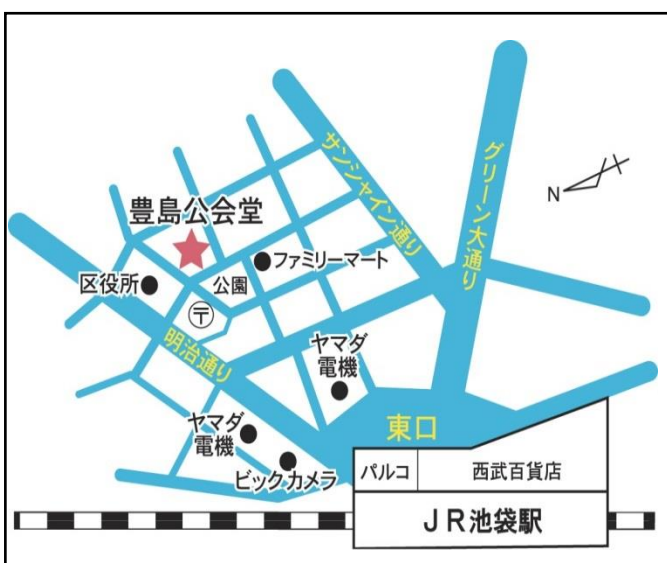
その後、告訴・告発は全国に広がり、最終的な告訴・告発人は1万4716人にのぼりました。

知りながら怠った津波対策

巨大な地震や津波が来ることは、東京電力も予測して、その対策を検討しました。しかし、大きな費用が掛かる、大地震はすぐに来るとは言えない、などの理由で、対策を怠っていました。やろうとすれば出来たことをやらずに事故を起こし、たくさんの人々に多大な被害を与えたことは、まぎれもない犯罪です。法治国家として、この罪は問われるべきです。

卑怯な「移送」そして不起訴処分

告訴・告発は受理され、捜査は開始されましたが、真相究明には不可欠の、家宅捜査などの強制捜査は一切行われないうまま、2013年の9月9日に全員不起訴の処分が出されました。不起訴処分の1時間前に事件を福島地検から東京地検に「移送」し、異議申し立てを福島県内で出来なくさせるという、卑怯な処分でした。



福島原発告訴団の活動

2011年	
3月11日	東日本大震災・原発事故発生
6月	東電が地下遮水壁計画を作成
12月16日	野田首相(当時)が事故収束宣言
2012年	
3月16日	福島原発告訴団結成
6月11日	福島県民1324名が告訴
8月1日	福島地検が告訴を受理
11月15日	全国1万3262人が第二次の告訴・告発(最終1万4716人)
12月21日	第二次告訴・告発が受理
2013年	
1~3月	「厳正な捜査と起訴を求める署名」約10万9千筆を集め、地検へ提出
9月3日	汚染水事件を福島県警に告発
9月9日	東京地検が不起訴処分を下す
10月16日	東京検察審査会へ申し立て
11月22日	東京検察審査会へ第二次申し立て
12月18日	福島県警へ第二次告発

検察審査会へ申し立て

福島地検が東京地検へ事件を「移送」したため、不起訴処分の異議申し立ては、東京検察審査会へ行うこととなりました。2013年10月16日と11月22日に、合わせて5740人が申し立てを行いました。不起訴処分が妥当かどうか審査をするのは、くじで選ばれた11人の一般東京都民(有権者)です。

汚染水放出事件を告発

2013年9月3日と10月16日に、合わせて6045人が、東京電力とその新旧幹部32人を、公害罪で福島県警に告発しました。

2011年6月の段階で、東電は汚染水対策として、遮水壁の計画案も作っていました。しかし、多額の費用を計上して債務超過に近づいたと思われるため、この対策を先送りしました。

また、汚染水を貯蔵するタンクの更新を怠ったり、監視が不足だったことが明らかとなりました。

厳正な捜査が行われることを切に望みます。

カンパの
お願い

郵便局から 郵便振替口座：02260-9-118751 加入者名：福島原発告訴団
他の金融機関から 銀行名：ゆうちょ銀行 金融機関コード：9900 店番：229
預金種目：当座 店名：二二九(二ニキウ) 口座番号：0118751

